

# 北広島町農業委員会第34回総会議事録

事務局 (第34回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

副町長 (あいさつ)

事務局 (人事異動に伴う事務局員の自己紹介、事務局長報告)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 申請地は、所有者が譲渡人になってからほとんど耕作されていない農地であり、3ページの地図でご覧いただくと、申請地は譲受人の宅地のすぐ横で、隣が荒れたままでは困るため購入して管理しようと思い申請されました。譲受人は耕作することに対して支障はありませんし、周辺への悪影響もありませんので許可妥当と判断しました。

会長 それでは番号1番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

2番 現在、不作のようだが、今後畑としての耕作は可能なのか。

12番 申請地は草刈り等を行い譲受人が管理されており、今後は耕耘機をいれて耕作する予定です。

会長 他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 6 番 内容については摘要欄のとおりです。譲受人は実家が申請地近くにあります。7ページの地図を見ていただくと、申請地横の農地は譲受人の農地であり、和牛飼育するため隣地の畑を合わせて引き続き採草放牧地として活用する予定です。申請地は譲渡人にとって家から離れているため耕作が困難なことから、隣地耕作人である譲受人に譲ることとなりました。他に影響することもないと思われ妥当であると考えます。
- 会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 事の経緯は、申請地周辺の数名の耕作者間で獣害対策の網を張ろうという話し合いの中で、譲渡人は収入にならない中での出費に賛同できず、隣地所有者である譲受人が買い取るようになった。現地と双方に面談しましたが、現場の状況は、218、219番はそれぞれ田が2枚になっており、20数年耕作されていない。水の問題や獣害の問題、進入路がないということで作付けできない状況だが、すでに譲受人が茅等を刈り払い焼却されている状況だった。209番はまだ手が回らず茅が立っている状況でした。譲受人は畦畔もない状況なので、当面は果樹、野菜に取り組んでゆくゆく整備していく意向である。全部耕作要件については、すでに譲受人は農業に熱心に取り組んでおられ、周辺農地への影響については、隣地が譲受人の土地であるし、むしろ荒廃未然防止になるということで農地法3条第2項各号には該当しないため、要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番5番については関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18番 4月16日、17番委員とともに現地調査をしました。譲渡人と譲受人は近所同士で、以前から4番と5番にかかる土地の交換の話がされており、今回申請にこぎつけられた案件です。二人とも農業をされており、機械も揃えられているため、許可妥当であると思います。

会 長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 地図上で、譲受人と譲渡人それぞれの自宅はどこか。

18番 (地図で説明。)

職務代理者 5番の申請地を挟んで両側となるのか。

18番 そうです。

14番 この事例は等価交換で済みますか。

18番 土地だけの交換で済みますものです。

14番 税務署からの問い合わせはあると思うが、両者の評価は違うので金銭のやり取りがあるのではないかと、この場合はどうなるのか。

会 長 当事者間の合意のもとに等価交換はあるが、面積等評価は違うので当然この場合も税務署からの問い合わせはあると思う。

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番及び5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

6番 内容については摘要欄のとおりです。申請地について、譲渡人と譲渡人はこの3月まで利用権設定をされていました。しかし、後継者が農業をする見込みがないということで、このたび譲渡人へ譲り渡すことになりました。貸借から所有権移転という形になるが、

譲受人が農事組合法人ですので、農地法第3条の許可要件はすべて満たしていると判断しています。

会 長 かなり広い面積が無償譲渡ということだが、今後こういう事例が増えてくるのですかね。

6 番 今後山間地帯では考えられると思われる。農業を止められる方が出てきて、農地を地元の法人へ無償で譲り渡したいと言われることが出てくると考えられます。ただ、法人として農地を所有していいのかという課題はあると思いますが、今後も各地で発生すると思います。

会 長 この件について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (質問なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番、番号8番について関連がありますので事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 4月4日に事務局からの連絡を受け、事前に現地確認をしました。事務局が議案を準備する中で確認が必要とのことで、8番案件について、1713番2の土地に一部倉庫が建っていることから下限面積要件を満たさないのではないかとということで、事務局と現地確認に行きました。

7番案件が1,602㎡、8番案件が特1の宅地を除き1,398㎡を足してちょうど3,000㎡で、図ったように下限面積を満たしています。

よく調べてみると、譲渡人のお母さんは農林建公社に農地5,747㎡を預けておられ(終期:H31.12.31)契約解除をすれば下限面積を満たすのですが、順次贈与していくということです。下限面積については世帯で勘案するとのことですので、下限面積要件を満たすと思います。

また、7番案件は、摘要欄にもありますが、急遽出てきた話で、農地を手放すという話が出て、第三者の手に渡るあるいは転用等の危惧もあり、自宅周辺の農地であり人に渡さないように譲り受けを決意された。全部耕作要件について、譲渡人は現在会社役員ということで若干疑義はありますが、農業経営と自ら作業を行うこととは次元が違うということ、56歳ということで第2の人生では農業を経営したいという思いがあり、緊急に営農基盤を整備する必要性が生じたということです。周辺農業に対する影響はない、農地法第3条第2項各号には該当しておらず許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長 この件について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

- 委員 (質問なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番及び8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 7番 申請内容は摘要欄のとおりです。譲渡人は大阪在住でこれまで従兄弟にあたる譲渡人に長年にわたり管理を委託しておられた。申請中、689番1については現在も麦が作付されており何ら問題ないと思いますが、他の4筆につきましては国土調査が行われていない土地で、4月14日に譲受人と現地確認したが、現状は30年頃前から荒廃が進み農地とは認められない状況でしたので、この4筆は別途に非農地申請をすることにしましたが、取り下げる時間がないのでこのまま審議に付すものです。
- 9番 以前にも3条の申請案件で農地とは認められない場合があり、再度非農地として再申請した事例があったので、今回もそのようにされた方がいいと思う。
- 会長 今回は保留とし、次回取り下げていただき、改めて審議させていただければということで、今回は保留ということによろしいでしょうか。
- 委員 異議なし
- 会長 異議なしということで9番の案件については、今回は保留とします。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 16番 補足説明します。4月15日に7番委員と現地調査をしました。当該倉庫は平成12年に建設したのですが、今回の県道拡幅工事により施設の移設の必要があり、隣接する宅地の申請地に移設し、大型農機具及び資材の収納庫として、作業の効率化を図るため始末書を添付の上転用届を申請されたものです。宅地にある施設ですので周辺農地への影響はありませんし、許可相当と判断します。
- 会長 それでは番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18番 4月16日、17番委員と現地を視察しました。摘要欄のとおりですが、圃場整備の関係でこのような状況になったとのこと。一階は倉庫で二階は息子さん夫婦が住んでおられます。周辺農地に影響を与えることもありませんので妥当と思われます。

会長 それでは番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10番 4月14日に19番委員と申請人に面会を行い、現地調査をしました。概要は摘要欄にあるとおりですが、現在の納屋を崩してそこに次女の住宅を新設したいということで、納屋に収納されていたものを保管するため倉庫を新設するものです。周辺農地への影響については、隣地は平坦ですので土砂の流出等の恐れはありませんし、現在の住居に隣接するため日照の問題もなく周辺農地への影響はないと考えます。

会長 それでは番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 この案件については、職務代理者と現地確認及び申請人と面談しました。子供さん夫婦がUターンするため母屋を崩して新築するにあたり、その手続きの中で判明した。家を建てたのは昭和43年3月で、6年後に納屋を建て、更に6年後に今回の案件の車庫と庭を造成した。したがって車庫を建築されて37年経っている。この案件は追認事項でありますので、周辺農地へ支障はないため追認やむなしと考えている。

会 長 それでは番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

17 番 4月16日に18番委員と現地を確認しました。現況は、草刈りはしてあり斜面にできた畑であり、乗用トラクターの乗り入れは困難で、作業性も悪く用水路もないため、農地としては価値の低い場所と思われる。申請人が今後農地として利用するには難しく、太陽光に利用されても仕方がないのではないかと考える。周辺農地への影響も少なく、付近住民の方への聞取りも行い支障ないとの意見も頂いた。防草シートを敷いて管理を行うということなので許可相当と思われる。

会 長 それでは番号14番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

6 番 この件に限らず太陽光が無造作にあちこちに作られている。景観から見ても良くない。町はこの太陽光についてどのような考えをお持ちなのか。指針を持つべきでは。

会 長 これまでも太陽光については何度か出てきたことではあるが、町の景観や照り返しの被害防止等に対する町の何らかのアクションはまだ聞いていない。

17 番 付近の人には照り返しについても説明しましたが、仕方がないねと言われていた。許可条件をクリアしているので許可妥当と考えます。

会 長 農地であれば、農業委員会として意見をすることができるが、農地以外の宅地等につい

ては言えない実情がある。町としてどう考えているのかということとどこへ聞いたらいのかということだが。

6 番 ここで言えば事務局長だろう。

事務局長 詳しい内容はわからない。担当部署に確認し機会を設けて報告させていただく。

6 番 一部署ではなく町全体としての対策や考え方を持つべきだ。

会 長 今回町長さんには出席が叶わなかったのですが、次回5月総会には出席されるのでお返事をいただきたい。

事務局長 このような意見があったことを町長に申し伝えます。

3 番 周辺農地との境は畦畔なのかシート張りなのか。周辺に本当に影響がないのか。

17 番 この辺りは毎年調査する中で筆数も多く所有者も不明で、管理されなくなったら目立つところになる。今回太陽光設置することで少し改善されるかと思う。付近の方が草刈りで石が飛んだらと心配していたが、事前に業者や申請人とよく話を詰めておいた方がいいと言っておいた。周辺農地はすべて畑であり水はいらないので問題はない。

会 長 1448-2の土地には計画ではパネルを設置しないようになっている。農業委員会としては工事しない所まで許可することはできないので、パネルが当該土地にかかるように条件を付けたい。

会 長 それでは14番の採決に移りますが、1448番2にも施工されることの条件を付けたうえで許可としたいと思いますが、これに賛同される方は挙手願います。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって条件を付けて許可することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3 番 この案件は、16番案件を調査する中で判明したものです。顛末書の中に亡き養父の時代、申請人が婿養子に入る前の昭和60年頃の状況だった。441番3が進入路と車庫がすでにあり追認案件で、441番4が墓地の布設です。15番委員と現地を確認し、申請人と面談し状況を確認しました。周辺農地にも支障はないということで追認許可やむなしと思います。

会 長 それでは番号15番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。



- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。
- 3番 原墓地は裏の急峻な山裾にあるが、一晩で猪にやられ移転の決意をされた。申請地周辺は自分の宅地、農地ということで周辺の農地への影響は考えられないということで、許可相当と考えています。
- 会長 それでは番号16番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号17番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 21番 この件は、平成28年8月の農振除外の時に農家住宅を建てるということで、県に申請し許可を受けて今回の申請に至った件です。農家住宅を建てるのが目的の5条申請でありますので問題はないと考えます。
- 会長 番号17番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)

- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号18番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 4月17日に9番委員とともに現地を確認し譲渡人より聞取りを行いました。譲受人はこれまで休みを利用し、町外から家に手伝いに帰っておられましたが、父親がだんだん耕作できなくなったこと、子どもが中学校に入ったことを機に、後継者として現在の住所からは耕作管理が難しいことでUターンを決意された。地図中、1011-1がご両親の住居で、生活道を挟んだ反対側の申請地の一部を農家用住宅にするものです。周辺の農地は個人所有であり、営農には何ら影響はないと思われま。
- 5 番 摘要欄の第一種農地の不許可の例外について説明願います。
- 会 長 (説明)
- 会 長 例外規定として当委員会で許可を出すにしても、第一種農地や3,000㎡を超えるもの、営農型の太陽光発電にかかる転用の案件はすべて県の意見を聞くことになっています。17番の件と合わせて来月に意見をいただき許可をすることとなります。
- 会 長 番号18番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農業用施設転用届について

- 会 長 番号19番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 16 番 4月15日に7番委員とともに現地を確認しました。申請地は自宅に隣接しており、面積が狭く形状もいびつであり、平成8年の圃場整備の時に大型機械収納のために倉庫を建設し、農作業の効率化を図ったものですが、地目が農地のままとされており今回転用届をするものです。周辺農地の影響は考えられませし、許可相当と思います。

- 会 長 番号19番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (質疑なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号20番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 16番 同じく4月15日に7番委員とともに現地を確認しました。申請地は県道拡幅工事により、現在の倉庫の移設が必要となり新たに乾燥施設を建設するものであり、周辺農地への影響はありませんので許可相当と考えます。
- 会 長 番号20番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 6番 届出をしても将来計画どおり使われなかった場合、現況は宅地となる可能性があるが、どのように考えるか。利用状況調査をする中で、農業用倉庫として利用されていないものが見られた時に届け出があったのかどうかと思う。登記の地目が宅地なら問題はないが。
- 会 長 あくまでも本人が法務局に申請しなければ登記の地目は変わらない。転用申請でも転用届でも同じだと考えます。農業委員会としては、農業用施設として計画を立てられたものを推測でそうじゃないと止めるわけにはいかない。
- 6番 代が変わればその目的がわからなくなる。
- 14番 それは将来的なことを言われているのか。
- 6番 その通り。建てる時にはわかっているが、将来的にはわからなくなる。
- 会 長 それについては、農地法の面では歯止めがありません。
- 7番 この件は、県道改良において3月に補正予算が付いたので急遽立ち退きを迫られ、やむを得ず今回の申請となったものです。
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について申請どおり届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

### 議案第5号 非農用地証明申請について

会長 番号21番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

21番 この件は、事前に申請人から非農地の要件の相談を受けていたものです。その際、20年・30年木が立っているような土地は許可しやすいが、急に返されて営農ができないからといって非農地にはならないと説明して改めて申請された。申請地5筆中、4筆は木が立っている所以他们らは可能と思われるが、2426番については隣接が農地として利用されておられ、申請地も木があるが伐採すれば畑として利用できる状況であること、また隣接農地耕作者がこの地を利用してもらえないかをお願いしたら、いいと言っていた。今回この地は保留にさせていただき、他の申請地については完全に山林なので非農地にさせていただきたい。2426番については改めて3条で申請することを申請者と確認が取れましたので、今回は保留とさせていただきたい。

3番 事務局はこの案件の現地確認を事前にされたのか。

事務局 事前に確認しました。

3番 以前にもあったことだが、事務局が問題ありと認識しながらも担当委員に連絡はなかった。総会前日になって連絡を受け、これは申請どおりには無理があると直前に言われたことがある。お互いに事前に連絡を取り合い検討していく努力が必要だと思う。

もう一点、特に非農地申請の場合には判別がつかないようなこともあるので、航空写真と地図を合わせたような資料の提示はできないものか。

事務局 航空写真の方で判別がしやすいという委員さんの意見であれば対応させていただきたいと思う。

会長 今年8月から新しい体制で出発し農地調査も必要となる中で、このような資料を用意していただければこれにより調査も可能と思うが、資料の見通しについてはどうなのか。

事務局 以前、先進地視察で見させていただいたような地図ができるように今準備をしているところです。8月の新体制で使っていただけるように進めさせていただきます。

会長 2426番の取り下げについては申請人の了解は取り付けているのか。

- 3 番 了解は得ています、再度3条で申請する予定です。
- 事務局 取り下げの方向で申請者には話をさせていただいている、今回は保留とさせていただきそして改めて次回に3条と非農地申請をしていただくよう話をさせていただいている。
- 会長 ということで、この案件について今回は保留ということで賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって21番については保留することに決定しました。次に22番について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 8 番 4月14日に14番委員と現地調査を行った。申請人は町外に住んでおられ代わって叔母夫婦が適時農作業に来られている。ただ、高齢で現地まで遠くて手が回らないという状況です。申請地は竹林化していて非農地が相当と考えます。右隣の宅地も30年ぐらい前に下の宅地に降りられてここも荒れている。道より上は原野山林化している。現在、申請人は空家バンクに申請登録したいということで、農地を整理する中での今回の非農地申請ですが、妥当と判断しています。
- 会長 番号22番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号22番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。次に番号23番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 16 番 4月15日に7番委員と現地調査を行った。申請地は前回保留になった農地ですが、3690番1と3692番については、隣地の事業所が活用について話をされているようで今回は除外しています。3692番1は法面で桜や松の木が立っています。3685番1と3686番は鳥獣被害や日照条件が悪いということで昭和60年ごろから耕作放棄となっていて松の立木があり、申請者は東京在住で将来とも耕作の見込みが全くありませんので、非農地申請されたものです。周辺農地への影響は全くありませんので許可は相当と思います。

職務代理者 3690番1と3692番は地目は田であるが現状はどうか。

16番 何もありません。草を刈って管理されています。水が少ないので麦を耕作しようとするれば可能なところですが。3292番1はすぐ上を通っている浜田道の工事が出た残土で埋めたようです。

3番 上の2筆の農地は利用の話がされている中で影響は本当はないのか。

7番 周辺への影響と言われますが、申請地は人家から100㎡ぐらい離れ、しかも道路で隔てられている。申請地は法面ですでに桜等が立っており耕作はできない状況です。除外した2筆も耕土がほとんどないような状況です。

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号23番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 事務局の説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農用地利用配分計画について

会長 事務局の説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 会長 農用地利用配分計画について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 会長 先ほどの利用集積面積が非常に大きいのに比べ配分計画の数値が小さくなっているかい離はどのように判断されているのか。
- 事務局 利用集積は機構が借り受けたもの以外のものということで、その差となると思われます。
- 会長 農地中間管理機構の成約件数が少ないのは、農業委員会の世話が足りないのか、中間管理機構の宣伝が足りないのか、地域ではそれほど進んでいない。そこには何の課題があるのか、私たち委員がしっかり認識していく必要があるかと思えます。
- 7番 中間管理機構は下限面積が10a以上というのが多少影響しているのではないか。
- 会長 機構集積協力金に結びつく出し手がない。耕作放棄地があってはいけない、相続がなされていない等の条件も影響しているのかもしれない。ほかに質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この農地利用配分計画案について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(全員挙手)
- 会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩